

令和6年度

読谷村副食費の実費徴収に係る補足給付補助の申請について（ご案内）

1. 補足給付事業とは

私立幼稚園（新制度未移行園）で、給食費として保護者が実費負担している費用のうち、「副食費（おかず代）」を補助する事業です。

対象者の要件に該当する方は、申請に必要な書類等を揃えて、申請期限内に下記に記載するQRコードから申請してください。また、必要に応じて、読谷村役場 こども未来課まで必要書類を提出してください。

2. 補足給付事業の対象者・対象費用・給付限度額

対 象 者	<p><u>次のいずれかに該当する施設等利用給付認定子ども（幼児教育・保育無償化認定を受けている子ども）</u></p> <p>(1) 令和5年度、令和6年度の市町村民税の所得割額（世帯合算）が77,101円未満の世帯 <u>（世帯年収が360万円未満相当の世帯）</u></p> <p>(2) 小学校3年生以下の兄・姉を2人以上有している児童（<u>第3子以降</u>）のいる世帯（小学校4年生以上のおおさんは算定に含みません。）</p> <p>(3) 市町村民税を課されない者に準ずる者（<u>非課税世帯</u>）</p> <p>※令和6年4月～8月分は令和5年度の税額で、令和6年9月～令和7年3月分は令和6年度の税額で補助対象者を確認します。</p>
対 象 費 用	<p><u>幼稚園に支払った令和6年4月～令和7年3月分の給食費のうち、副食費（おかず代）</u></p> <p>※主食費（パン・ごはん等）および、預かり保育で提供されたおやつ等は対象外です。</p> <p>※当該年度未請求の月のみ請求可能です。</p>
給付限度額	子ども1人あたり 月額上限4,800円 ※今後変更予定あり。

3. 申請方法

申請に必要な書類等	<p>次の書類等をお手元に準備して、下記のQRコードからLINE申請を行ってください。</p> <p>①読谷村実費徴収額証明書（第2号様式） ※幼稚園が作成します。各園へお問い合わせください。</p> <p>②通帳またはキャッシュカード</p> <p>③市町村民税の所得割額が分かる証明書（注意1） （令和5年度、令和6年度の所得課税証明書またはマイナンバーカード等） （注意1）③の所得課税証明書またはマイナンバーカードは令和5年1月1日、令和6年1月1日時点の住所が読谷村にない方のみ提出が必要です。軍人・軍属の方は、W-2の提出が必要です。</p> <p> LINE申請へ</p>
申請時期	令和7年3月1日（土曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで ※土日祝日含み、24時間受付できます。
申請先	読谷村役場 こども未来課 保育所幼稚園係